

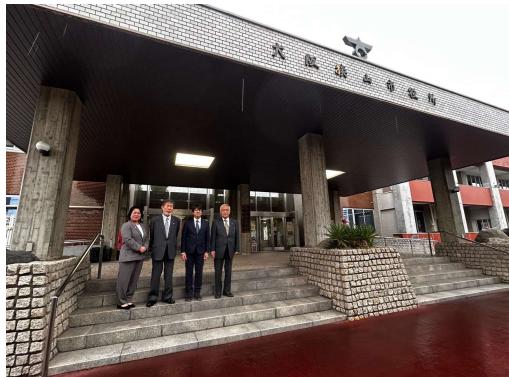
別記第2号様式（第3条関係）

視察概要書

1 観察日時 令和7年10月22日（水） 午後1時30分～午後3時00分

2 観察先 大阪狭山市議会

（住所：大阪府大阪狭山市
狭山一丁目2384-1



3 調査事項 おおさかさやまファミリーサポートセンター事業について

4 観察先概要

（1）挨拶 大阪狭山市議会 議長 松井 康祐 氏

（2）説明者 大阪狭山市教育委員会事務局 こども制作部

理事（地域子育て拠点担当） 山本 泰士 氏 ほか3名

（3）観察先概要：大阪狭山市

ア 人口： 57,474人（令和7年8月末現在）

イ 面積： 11.92km²



▲観察の様子

5 調査項目

- (1) 事業開始に至る経緯について
- (2) 事業の開始にかかった経費について
- (3) 令和7年9月1日時点の種類ごとの会員登録者数について
- (4) 実際に利用された方の声や公開が可能な活動報告書等について
- (5) おおさかさやまファミリー・サポート・センターの担当職員数について
- (6) 依頼会員と協力会員の調整はセンターで行うことですが、各条件を満たす会員同士を見つけるのに要する時間について
- (7) 会員が転出する場合は、退会することになるのか。また、その場合の退会手続き方法について
- (8) 利用料金について、依頼会員と協力会員の間で直接支払いが行われるということだが、支払いに関してトラブルが発生したことはあるのか
また、トラブル対策としてのマニュアル等は作成について
- (9) 保育の対応や依頼の仕方に問題がある会員について、センターに報告があった場合、その会員に対してのペナルティ等はあるのか
- (10) 頂かり場所は原則協力会員の自宅となっていますが、協力会員が依頼会員の家で保育をすることの可否について（協力会員が保育をする間、依頼会員は別の家事をする等）
- (11) 子育て支援センターぽっぽえんで開催されている研修会について、内容の決め方や講師の探し方について
- (12) 今後の課題、展望等について

6 観察の目的

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化が全国的な問題となっており、中間市でも同様の状況にある中で、子育てに対する孤立感や負担感を抱いている子育て家庭は増加傾向にある。そのような現状を鑑み、育児の相互援助活動を推進し、家庭、地域、行政が一体となって子育てを行う環境整備が今後さらに必要となることから、そのような取組事例について調査・研究するもの。

7 事業の概要

(1) 市立子育て支援センター”ぽっぽえん”について

平成18年10月に開設された施設で、子育て中の親子が集い、交流できる施設。

開館時間は、祝日及び年末年始を除く月曜から日曜の午前9時～午後5時30分(あそびの広場は午前10時～午後5時)で、生後2ヶ月～就学前の子どもと保護者のうち大阪狭山市に在住、在勤、実家のある人が利用できる。

ぽっぽえんに所属している職員は正職員2名、会計年度任用職員4名で、全員が保育士免許を保持している上、正職員は幼稚園免許も取得している。

(2) おおさかさやまファミリー・サポート・センター事業について

■概要

市立子育て支援センター”ぽっぽえん”で行っている事業の一つで、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦(夫)等を会員とし、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(=依頼会員)と援助を行いたい者(=協力会員)との相互援助活動に関する連絡・調整をぽっぽえん職員が行う事業。待機児童対策と保育時間を埋めることを目的として開始された。

現在、担当職員1人・副担当職員1人で事業を運営している。

■申請から利用までの流れ

① 入会申込み	入会申込書に依頼したい時間や曜日、希望条件等を記入し、ぽっぽえんに提出する。
② 協力(両方)会員の紹介	職員が登録条件に合致する協力会員に協力依頼の連絡をする。 利用日が決まっている場合、当日中に協力会員が決まることがあるが、曜日や時間等の条件が整わない場合は1ヶ月近くかかることがある。
③ 事前打ち合わせ	顔合わせを兼ねており、原則協力会員の自宅またはぽっぽえんで行う。
④ 活動	原則協力会員の自宅又はぽっぽえんで行う。活動後、依頼会員が子どもを迎える際に活動費を

	協力会員に支払う。
⑤ 報告	協力会員がぽっぽえんに提出する

■会員について

それぞれの会員の登録条件は以下とおりである。

依頼会員：おおよそ生後3ヶ月～小学6年生までの子どもを育てていること

協力会員：登録時に救命講習やアレルギーに関する講習を受講すること

令和7年9月1日現在の会員登録者数は、依頼会員414人、協力会員130人、両方会員92人であり、協力会員には、自分の子育てが終わった方や元々依頼会員だった方、民選委員等が多く登録をしている。なお、どちらの条件も満たしていれば、依頼も協力もできる「両方会員」として登録することができる。

また、市外へ転出する方、依頼会員で子どもが小学校を卒業する場合には、退会となる（子どもが小学校を卒業した依頼会員は、協力会員に変更登録することができる）。

■活動中のトラブルについて

事業を開始してから現在に至るまで、支払い等のトラブルは確認していない。マニュアル等も作成はしていない。事前打ち合わせ時に、支払いと活動内容について職員が確認を行っている。また、事前打ち合わせ時には依頼した内容以外のことは依頼しないよう伝えており、別の内容で依頼がある場合は、再度の事前打ち合わせを行うこととしている。

■活動の現状

○登録者数（各年3月31日現在）

会員種別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
依頼会員	385	394	406
協力会員	125	127	129
両方会員	91	92	90
合計	601	613	625

○利用者数（各年3月31日現在）

活動内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子どもの預かり	2	10	21
送迎	28	62	48
習い事等への送迎	92	74	55
その他	55	28	46
合計	177	174	170

■実際に利用された方の声

- ・他の人にはあまりしゃべらないのに、担当の協力会員さんには、すごくおしゃべりしていてびっくりしました（依頼会員）
- ・色々なブロックやはめ板等でしっかり遊べました。おひざに抱っこを催促してくれたのでうれしかったです（協力会員・ファミサポだよりから抜粋）

■ぱっぽえんで開催している研修会・講座について

こども家庭庁発出の「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」において、「AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習及び事故防止に関する講習（安全チェックリストの活用やヒヤリ・ハット事例の検証等を内容とするもの。）や虐待防止に関する講習について、提供会員全員に対して必ず実施すること（ただし、他の研修等で同内容を受講済みの者で、市町村が適当と認める場合は、この限りではない。。）と定められていることから、それに従い「子どもの安全・事故防止」や「救命入門コース」等の講習を実施している。講習内容に応じて消防局やさやま地域活動栄養士会、小児科医に講師の依頼をしている。

8. 主な質疑応答

Q1. 活動内容において、「送迎」と「習い事等への送迎」があるが、違いは何か。

A1. 「送迎」は保育施設や保育園、幼稚園、放課後児童館等への送迎を指しており、「習

い事等への送迎」は言葉通り習い事への送迎を指している。

Q2. 「子どもの預かり」件数が他の項目と比較して少ないが、何か理由があるのか。

A2. 「子どもの預かり」は保育施設の前後の預かりや放課後児童会が始まるまでの時間の預かりを指している。市内の保育施設では、延長保育を20時まで行っているところもあることから、預かりの目的でファミリー・サポート・センターを利用する人が少ないと考えられる。

なお、保護者のリフレッシュのための預かりは「その他」として件数に挙げられている。

Q3. 預かりの際に、子どもが嫌がったり問題が発生したりした例はあるのか。

A3. 現時点でそのような報告はない。会員同士をマッチングする際に条件や相性に注意し、預かり前の事前打ち合わせでは一緒に遊んでもらったり抱っこしてもらったりと、預かる前に少しでも子どもが慣れるよう配慮を行っている。

Q4. 1人の協力会員が2人以上の依頼会員の子どもを同時に預かるることは可能か。

A4. それはできない。兄弟の場合は預かることも可能だが、基本的には1人の子どもを1人の協力会員が預かるという体制をとっている。

Q5. 預かる時間が1時間に満たない場合の料金はどうなるのか。

A5. 1時間に満たない場合でも、1時間分の利用料700円が発生する。1時間が経過した後は30分ごとの換算になり、350円ずつ加算されていく。

Q6. 同日の朝と夕方に送迎をお願いする場合、依頼回数は1回となるのか。

A6. 同日であっても、その都度の依頼という扱いになるため、2回分の料金（700円×2回=1,400円）が発生する。

Q 7. 学校や保育園がある時間は預かりができない等の規則はあるか。また、不登校の子どもを平日の学校がある時間に預けることは可能か。

A 7. そのような規則は無く、利用時間の範囲内であれば預けることができる。また、不登校支援を目的とした預かりは行っていない、学校がある時間に子どもを預かることはあるかもしれないが、不登校支援としての預かりを依頼された例はない。

Q 8. 子ども政策部が教育委員会所属になっているのには何か理由があるのか。

A 8. 以前は福祉関係の部署であったが、児童手当や幼稚園等に関して、教育委員会との連携強化を図ることを目的に教育委員会の所管となった。

Q 9. 協力会員同士の交流の場はあるのか。

A 9. 会員限定の交流会を設けており、ヨガや押し花飾り作り等の活動を通して会員同士の情報交換を図っている。

Q 10. 夕方に子どもを預かる際に、協力会員が食事を提供することはあるのか。

A 10. 必要に応じて提供する場合がある。その場合、事前打ち合わせ時にアレルギー有無の確認や、費用について確認する。なお、食事を提供する場合は活動費に食事代を加算した額を依頼会員に請求する。

9. 委員の所感

・子どもの預かりは土・日・祝日や年末年始も対応しており、ぽっぽえんも祝日・年末年始以外は開園しているのが素晴らしいと思った。

・ぽっぽえんを中心に様々な子育ての取組がされていたが、依頼会員と協力会員の登録により、市民の力を借りての子育てシステムの活動が特徴的だった。特に、習い事の送迎や子どもの預かり等で、市民の需要と供給を結び付けて助け合う取組ということだが、それ

を市が仲介するという仕組みが面白いと思った。

また、ぽっぽえんでの菜園の取組や、誕生日月ごとに子どもが集まるイベント等のきめの細かな市の催しがなされており、素晴らしい。

・中間市では、放課後児童クラブの時間延長等も行っているが、併せて大阪狭山市のような取組を導入してもよいのではないかと感じた。

・今後、中間市で協議して取り組んでいきたいと思った。



▲大阪狭山市議会議場にて